

政府によるグローバル・コンパクトへの支援

金子 匡良（高松短期大学）

1 政府の支援が求められる理由

- ①排他的な立法権・行政権・条約締結権の保有
- ②国内外にわたる強い影響力
- ③情報収集力・政策立案能力の高さ
- ④財政規模の大きさ

2 政府に対する期待の増大

（1）上海宣言（2005年12月）（資料1参照）

- ①グローバル・コンパクトに基づく企業行動の奨励
- ②公正な貿易システムの強化と国際金融体制の改善
- ③国連腐敗防止条約の批准

（2）ジュネーヴ宣言（2007年7月）（資料2参照）

- ①長期的な安定の確保
- ②透明性と起業家精神を促進する環境の整備
- ③ILOの中核労働基準や国連腐敗防止条約等の批准・履行
- ④啓発・教育活動を通じた責任あるビジネスへの支援
- ⑤自由貿易体制への支持と保護主義の抑制
- ⑥グローバル・コンパクトへの継続的な支援と国連におけるグローバル・コンパクトの地位の堅持

3 政府による支援の方法

ジュネーヴ・サミットの際に開催された「責任ある企業市民の育成における政府の役割に関する閣僚級懇談会」において、以下の5つの方法が示された*。（資料3参照）

* ここに挙げられた5つの方法は、グローバル・コンパクトの特別アドバイザーであるポール・ホーネン氏が閣僚懇談会に提出したペーパー（Governmental ‘Soft Power’ Options）を素地にしていると思われるが、同ペーパーでは、ここに列記された5つ以外に、「能力開発」、「イベント等の開催（Convening）」、「仲裁」、「調査研究」、「パートナーシップの構築」、「GCと国内法との整合性の確保」、「政府活動へのGCの適用」を、政府が取り得る方策として挙げている。

- ①環境整備：企業責任の向上を導き出す状況設定や環境整備
- ②注意喚起：企業責任に関する注意喚起や議論の奨励
- ③促進：企業責任に関する取り組みへの支援
- ④方法の開発：企業責任に関するプログラム、ガイドライン、評価制度の開発
- ⑤財政支援：企業責任に関する取り組みへの財政上の支援

4 各国の実践 — 閣僚懇談会概要報告より —

①スペイン

- ・ラテンアメリカやアフリカでの安全な飲料水の供給を企業と協力して推進。
- ・児童労働の撲滅について企業と協力。
- ・企業の社会的責任をテーマとする委員会を議会に設置。
- ・CSRへの参与を企業に要請するとともに、いかなるCSRイニシアティブにも参加していない企業に説明を求める。

②コロンビア

- ・零細企業を支援するために「機会の銀行」を設立。
- ・ボゴタの地域グローバル・コンパクト・センターの設立を支援。

③イギリス

- ・輸出信用機関の行う貿易や投資のプロジェクトを監査し、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素をそのプロジェクトの財務分析に組み入れる。
- ・政府の資金援助を求めているイギリス企業がグローバル・コンパクトの原則に従うように指導。
- ・政府の政策の中に、グローバル・コンパクトの原則を組み込む。

④ナイジェリア

- ・グローバル・コンパクト・ナイジェリア・ネットワークを創設し、労働団体、教育研究機関、企業との対話を通じて、グローバル・コンパクトの実現を支援。
- ・企業がCSR活動を一般に公開することを要請。

⑤デンマーク

- ・CSRのための国家戦略を策定。
- ・ODAにCSRの原則を組み入れる。
- ・官民共同事業を通して、エネルギー技術の研究開発を促進。

⑥イタリア

- ・銀行に対して、持続可能な開発とCSRを支援する財政上のメカニズムの研究を要請。

⑦中国

- ・海外で活動する中国企業が、国際的なルールと現地の法令を遵守することを定めた法令を制定。

⑧韓国

- ・腐敗と戦う企業と市民社会組織との間で、K-PACT（腐敗防止と透明性に関する韓国の約束）を締結し、政府がそれを支援。
- ・粉飾決算を防止し、ステークホルダーを保護するために、独立の監査法人による企業への監査や、最高経営責任者（CEO）による事業報告書の認証を要請。

⑨アルゼンチン

- ・すべての大企業に対して、労働基準の遵守とグローバル・コンパクトの実施を要請。

⑩シンガポール

- ・グローバル・コンパクトの達成と企業への支援のために、他のステークホルダーと協力して独立組織を設立。
- ・使用者と労働組合の建設的な関係の構築について、企業への訓練を実施。

⑪ノルウェイ

- ・CRSに関する会議を開催し、CSR白書を公表。すべての省庁の代表者によって構成される合同委員会が、白書の実践について議論。

【資料1】上海宣言（2005年12月）抜粋

政府の役割

14. 我々は公的制度、法の支配、透明で予測可能な規制努力により、責任ある企業実践が支援されない限り、企業主導による取り組みは持続、本格化できないことを認識する。我々は政府に対し、原則に基づく企業実践を積極的に奨励し、説明責任と透明性を促進するよう要請する。政府は教育上の支援、良い慣行に報いるインセンティブ、および、消極的な態度を最低限に抑えるディスインセンティブを通じ、責任ある企業を強化することができる。

15. 我々は、政府が開放的、公正かつ非差別的な多角的貿易システムを規定、強化するとともに、成長と発展に資する健全で秩序ある取引金融環境を整備することにより、国際金融体制をさらに改善しない限り、責任ある企業実践による便益は、さらに幅広く具現化できないことを認識する。我々は特に、保護主義や内部志向により、開発途上国が比較優位を有する分野で貿易機会を十分に活用する能力が奪われかねないことを懸念する。我々は政府に対し、ドーハ貿易交渉ラウンドを完結することにより、グローバルな責任を全うするよう呼びかける。そうしなければ、貧困削減と調和の取れた発展に企業が十分に貢献することはできないからである。我々はまた、国連腐敗防止条約をまだ批准していないか、これに加入していない政府に対し、最優先事項としてこれを行うよう呼びかける。

(国連広報センターのホームページ (<http://www.unic.or.jp/>) より引用)

【資料2】ジュネーブ宣言（2007年7月）抜粋

政府が取るべき行動

17. われら「グローバル・コンパクト・リーダーズ・サミット」参加者は、普遍的原則をビジネス実践として履行することにより、グローバル経済をより強固かつ包括的なものにするためのステップを踏んでいる。しかし、責任あるビジネス実践は環境が整っていない限り、社会に利益をもたらす得ない。我々は政府に対し、効果的な経済制度と支援的な政策により、長期的な安定を確保し、透明性と起業家精神を促進する環境を整備するよう呼びかける。
18. 我々は政府に対し、ILOの中核となる労働基準や国連腐敗防止条約など、関連の条約と宣言を批准し、これを実効的に履行するよう求める。
19. 我々は政府に対し、公共の啓発活動と教育支援を通じ、国内、国際レベルで責任あるビジネスを支援するよう呼びかける。
20. 我々は政府に対し、オープンな国際貿易システムを支持し、保護主義や内部志向の台頭を抑えるよう呼びかける。
21. 我々は国連グローバル・コンパクトが、そのステークホルダーの多様性と、グローバル・ビジネス界で国連の価値を広めるといふその任務に特に適したガバナンス、支援および資金調達の機構を備えた、革新的な官民パートナーシップであることを認識する。我々は国連の加盟国と事務総長に対し、このイニシアチブに対する支援を続け、その国連組織内での地位を堅持するよう促す。

(国連広報センターのホームページ (<http://www.unic.or.jp/>) より引用)

【資料3】ジュネーブ・リーダーズ・サミット「責任ある企業市民の育成における政府の役割に関する閣僚級懇談会」議長要約（2007年7月）

1. 国連グローバル・コンパクト リーダーズ・サミットに参加した閣僚及び政府高官は、2007年7月6日に「責任ある企業市民の育成における政府の役割」を議題とする会合をもった。
2. グローバリゼーションが、人びと、各社会、あるいは諸文化を近接化するに従って、協力、深い理解、より広範な繁栄の必要性和機会も拡大している。
3. 人権の尊重、安全で良好な職場環境の保持、環境保護、コーポレート・ガバナンスなどを含む先進的な経営方針や経営実践を実行している責任ある企業は、経済面・社会面・環境面における目標の達成に多大な貢献を果たすことができる。また、そうした企業は、市場をより持続的・安定的・包括的なものとすることに役立つ。企業責任を促進する方針や実践の創出は、企業競争力を強化することにもなる。
4. 国連グローバル・コンパクトのような自発的な取り組みは、責任ある企業市民の育成に対して実効的な役割を果たすことができ、また政府の活動を補完するものとなる。
5. われわれは、国連グローバル・コンパクトのような責任ある企業市民活動を促進することにおける自国企業及び自国で活動する企業の貢献を評価し、こうした自発的取り組みに企業が継続的に参加することを促し、企業の社会的責任の促進に関する企業間の経験の交換を奨励する。
6. 法令の制定・実施は各政府の責任である。公的機関、法の支配、透明性と予測可能性の確保された規制努力が責任ある企業活動を支援するならば、企業主導の取り組みは継続的で本格的なものとなりうる。さらに、公的機関、企業、市民社会、労働団体をまたぐ協働は、政府や企業が独自の力で達成しうることを上回るほどの潜在力を有する手段によって、改革を促進し、持続可能な成長を推進する機会を提供する。
7. 政府が責任ある企業活動を支援できる方法には、以下のようなものが含まれる。
 - i) **実現可能性を高める環境の整備**：政府は、企業責任に関する問題が議論され、発展させられるための必要条件を適切に設定することができる。このことは、企業責任に関するガイドラインや原則への明確な支援というような、実例を示すことによる指導を含みうる。
 - ii) **注意の喚起**：政府は、企業責任に関する一般的な問題点、状況、利点について積極的に注意を喚起し、公的な議論を奨励することができる。
 - iii) **促進**：政府は、国連グローバル・コンパクトのような自発的な企業責任に関するプログラム、実践、取り組みに対する企業の支援、及びより広範な社会的支援を奨励・誘引できるとともに、顕彰制度などを通じて、優れた実践例を顕在化させることができる。
 - ix) **方法の開発**：企業は時として指導を必要とし、あるいは援助を求めるということを勘案して、政府は企業責任に関するプログラム、ガイドライン、評価制度の開発、とりわけ起業家精神の奨励と、中小規模の事業所における企業責任の推奨に向けられた

プログラム、ガイドライン、評価制度の開発を支援することができる。

x) 資金：政府に財源がある場合は、自発的な取り組みがその影響力を最大限に発揮することを支援するために、直接的な財政上の貢献をすることができる。

(訳：金子匡良)

【注】項目7の列記事項が、i、ii、iii、ix、xという順番になっているのは原文のまま。